

情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30
(土・日曜・祝日除く)

役場1階	町
窓口1番	民
☎ 47-2193	課

町道民税の申告は
3月15日まで

所得が少ないために、所得税の申告をしない方も、町道民税の申告が必要です。所得が少ない方は、給与源泉徴収票や生命保険料、損害保険料、医療費などの領収書と印鑑、事業所得の方は、売り上げや必要経費などの分かる書類を持参し、3月15日(木)までに町民課町民税係へお越しください。給与所得者で年末調整をした方や所得税の確定申告をした方は、町道民税の申告は必要ありません。

「確定申告の手引き」を参考に、自分で作成し、早めに提出（郵送も可）してください。なお、役場町民課で左記の日程により、所得税確定申告の夜間および閉庁日の特設窓口を開設します。

町では、彼岸前に町内の各墓地の主な通路を除雪しますが、お参りする墓碑までの除雪は、各自でお願いします。供物は、カラスなどが食い散らかしますので、お持ち帰りください。

町では、平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方（同日以降に亡くなられた方は相続人）がいる方の名義のETCカード（障がい者が未成年的な場合は親権者名義）。ETC車載器セットアップ申込書」をご持参の上、役場に持参ください。

登録が必要となります。旅館・判定Aの療育手帳をお持ちの方は、本人が運転登録手続・更新申請は福祉保健課の窓口で受け付けられます。「手帳・車検証・運転免許証」をご持参ください。

登録手續・更新申請は福祉保健課の窓口で受け付けます。

登録手續・更新申請は福祉保健課の窓口で受け付けます。